

第 20 回日本国際漫画賞作品募集

The Application for the 20th Japan International Manga Award

作品募集要項

1. 目的

海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流

2. 賞

- 応募作品の中で、最も優秀な 1 作品を「日本国際漫画賞最優秀賞」、その他の優秀な 3 作品を「日本国際漫画賞優秀賞」、11 作品程度を入賞とする。最優秀賞、優秀賞受賞者には賞状とトロフィーを、入賞受賞者には賞状を授与する。
- 最優秀賞及び優秀賞には至らないが、他の入賞作品よりも高く評価された作品がある場合、奨励賞を授与する場合がある。奨励賞受賞者には賞状を授与する。
- 副賞として、最優秀賞及び優秀賞の各受賞作品の代表者 1 名（作者又は原作者）を授賞式にあわせて、一週間程度日本に招へいする（その他の奨励賞及び入賞作品の代表者は対象外）。

3. 応募作品

- 16 ページ以上の漫画（MANGA）作品とする。ただし、過去の日本国際漫画賞受賞作品（入賞も含む。）は除く。
- 発表・未発表は問わないが、応募時点で制作から 3 年以内（2023～2026）の作品とする。
- 応募作品は、第三者の知的財産権を侵害しないものであること。
- 応募作品は、作者自身の創作によるものであること。ストーリー、構成、作画等、その主たる部分が AI により生成された作品の応募は認めない。なお、AI により生成された画像を作品の部分的な素材として補助的に使用することは差し支えないが、AI を使用した場合は、応募時に Forms の該当箇所でも申告すること。

5. 応募作品は、データ(PDF)で提出する。
紙媒体に描いた作品は、撮影またはスキャンし、PDF データで提出すること。
6. 1人の漫画家につき1作品のみ応募を受け付ける。
 - (注1) 続き物作品の複数冊応募の場合、審査対象となるものは最初に応募された1点のみ。
 - (注2) 重複応募の場合は、2通目以降はすべて無効。

4. 応募者

1. 応募者(代表者)は日本以外の国籍を有する作者(漫画執筆者)とする。
なお、原作がある作品については、原作者との連名で応募することを可とするが、応募の代表者は作者(漫画執筆者)とする。被招へい者(最優秀賞及び優秀賞受賞者)は、作者又は原作者のいずれか1名とし、日本以外の国籍を有する者とする。
 2. 応募者は、応募作品に対して著作権等の正当な権限を有している者であり、応募作品の利用権を日本国際漫画賞実行委員会に対して許諾する正当な権限を有している者でなければならない。
 3. 日本国外の出版社等は、作者(漫画執筆者)に応募の意思を確認の上、本賞に代理で応募することができる。
 4. 日本国際漫画賞実行委員会は、応募作品の全部又は一部を、日本国際漫画賞及び漫画文化の国内外での普及、広報活動を目的として、非営利で利用(複製、翻訳、展示又は公衆送信を含む。)する場合がある。応募者はこれらの利用について期限を定めなく無償で許諾する。
 5. なお、「漫画を通じた国際文化交流の促進」という本事業の趣旨に鑑み、入賞作品の一部を公開し、各国・地域の方々に漫画の魅力を広く周知することの重要性を踏まえ、入賞以上の作品については、日本国際漫画賞 HP に冒頭30ページ(表紙含む。事務局側手配の和訳版。)を期限の定めなしで公表する(日本語以外の言語で応募した場合、オリジナル言語版の公表については任意。)。応募作品原本は返却されず、公共の機関等に寄贈・展示等されることがある。応募者は、これに同意する。
 6. 受賞に際し、本人確認(身分証提示)に応じる。
5. 応募方法(データの提出方法及び提出先の詳細はこちら)
1. 応募期間: **2026年4月15日(水)～6月30日(火)(Forms 入力締め)**
 2. 提出物
応募にあたっては、下記3点を提出すること。

- 応募票(Forms で入力)
<https://forms.cloud.microsoft/r/4JutVgvh5Y>
- 応募作品
応募作品の提出フォーマット: 電子データ(PDF)
- 応募作品和訳(任意)
 - ① ページ番号、②セリフ(原文)、③翻訳したセリフ(日本語)を記載した別紙(ワードあるいは PDF)を任意で提出する(AI 翻訳の使用可)。

3. 提出先

居住国・地域を管轄する日本大使館又は総領事館等からメールで案内する URL にアップロードすること。

なお、日本国内に居住する場合は、外務省 文化交流・海外広報課からメールで案内する URL にアップロードすること。

4. 留意事項

1. 個人情報の取り扱いについて

日本国際漫画賞実行委員会は、応募に当たり記載された個人情報について、受賞の際の連絡及びその他の賞選考・運営に関わる業務のために利用する。また、法令に基づく場合、上記利用目的以外の目的のために行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合、又はその他個人情報を提供することについて日本の個人情報保護法第69条第2項第4号の「特別の理由があるとき」に該当する場合に第三者に提供することがある。応募者は上記利用及び第三者提供に同意する。

2. 受賞の取り消しについて

第三者から盗作が指摘されるなど応募者の著作権等について合理的な疑義が生じた場合その他応募要項違反が認められた場合、発表後であっても受賞を取り消される場合があり、そのような場合であっても応募者は主催者側に一切異議を述べないものとする。また、応募者が、第三者から応募についてクレーム、請求または訴訟等が提起された場合、応募者は自らの責任と費用負担(弁護士費用を含む。)によりこれに対応するものとする。

3. 応募表記載及び作品提出にあたっての留意事項

- 応募票(Forms)は、必要事項を日本語又は英語で記入して提出すること。
- **メールアドレスは正しく入力すること。**
- Forms 記入完了後、応募票の入力情報を含む確認メールが連絡先メールに送付される。Forms 提出後、一日を過ぎても確認メールが届かない場合はメールアドレスの入力ミスの可能性が高いため、再度応募 Forms を入力すること。
- 応募作品(PDF)を電子データで提出する際、ファイル名を漫画家の名・姓とすること。
(例: TaroGaimu.pdf)
- 応募作品を電子データ(PDF)で提出する際、電子データ(PDF)を1ページA4サイズで印刷可能な形態に調整すること。特に縦スクロール形式の作品については、絵が適切な大きさと印刷できるよう、コマを区切るなど、調整したデータを提出すること。
- 応募作品にはページ番号(通し番号)をいれること。
- 応募作品に見開き指定のあるページは、その旨を該当ページに記入すること。
- 入賞候補となった応募作品については、紙媒体の提出部数の追加を求めることがある。
- 応募漫画作品の言語に制限はない。

6. 作品返却

応募作品の返却は一切行わない。なお、応募作品は4.(4)の目的で寄贈・展示等されることがある。

7. 選考

日本のコミック出版社の会による第一次審査の後、日本国際漫画賞審査委員会が選考する。

選考結果については、当サイトおよび外務省 WEB サイトにて掲示する。

8. 授賞式

2027年2月下旬～3月上旬頃(予定)、東京都内にて行う。

9. 問い合わせ先

外務省大臣官房文化交流・海外広報課 日本国際漫画賞担当
jp.manga-award@mofa.go.jp